

ろう児の権利宣言

第1条

すべてのろう児は、すべての人間と同様に、尊厳と権利において、生まれながらにして自由であり、平等です。



第2条

すべてのろう児は手話言語の権利を持っています。ろう児にとって、自国の手話言語は生涯にわたる、完全にアクセシブルな唯一の言語です。



第3条

ろう児が有する自国の手話言語の権利を侵害してはなりません。



第4条

ろう児の親、保護者、家族には、自国の手話言語を無料で自由に教わる機会を提供する必要があります。



第5条

すべてのろう児は、自国の手話言語と書記言語による、質の高いインクルーシブな多言語教育を受ける権利を持っています[1]。



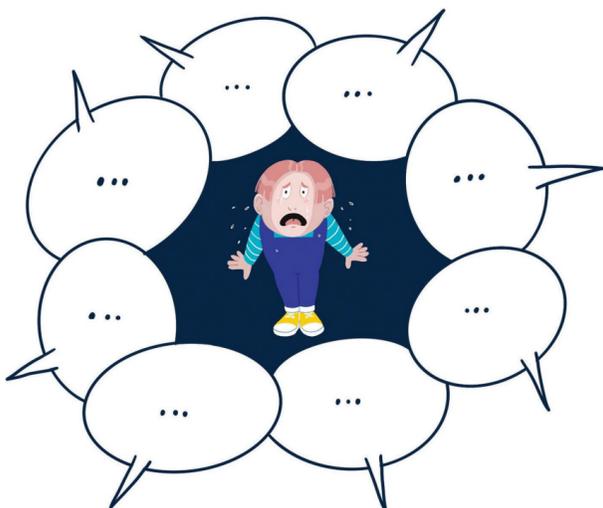
第6条

すべてのろう児は、ろうコミュニティの言語的アイデンティティと文化を学ぶ権利を持っています[2]。



第7条

すべてのろう児は言語剥奪から保護される権利を持っています。ろう児に自国の手話言語へのアクセスを提供しないことは、差別にあたります[3]。



第8条

すべてのろう児には、学校教師など、自国の手話言語が流暢な人物(モデル)に接触する権利があります[4]。



第9条

すべてのろう児は、自分に影響するすべての問題について意見を表明する権利を持っています[5]。



第10条

上記の宣言すべてを、すべてのろう児に対し、遅れることなく、直ちに実施する必要があります。



WORLD FEDERATION OF THE DEAF

[1]国連障害者権利条約(UNCRPD)第24条および国際障害同盟「私たちにとってインクルーシブで公平な質の高い教育の意味とは: 国際障害同盟報告書」2020年、付録p.9

[2]UNCRPD第30条 [3]UNCRPD第5条3 [4]UNCRPD第24条4 [5]UNCRPD第7条3

イラスト: Nikesc1